

議案第46号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、別紙のとおり市道の路線を廃止することについて議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

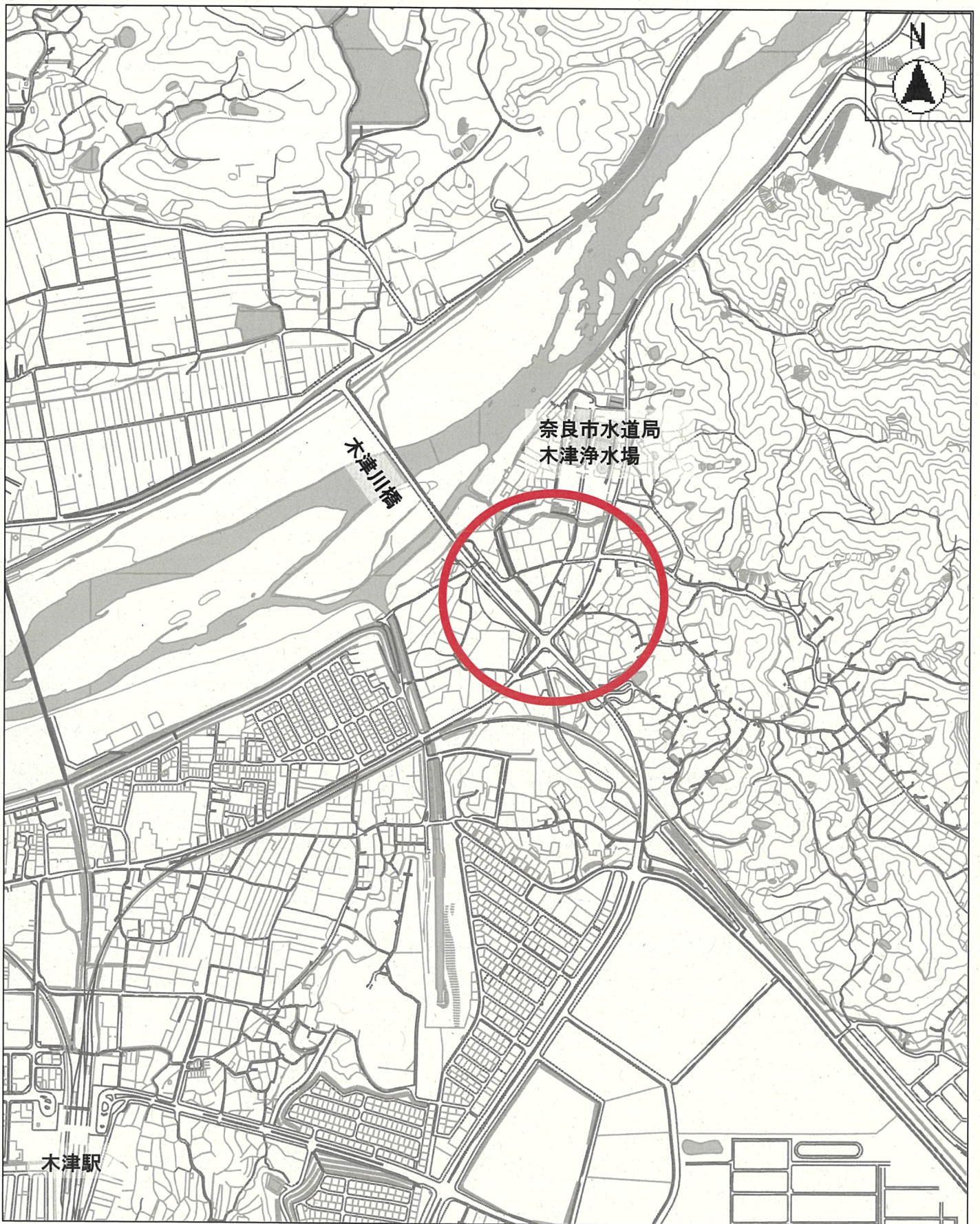
京都府が管理している東中央線の築造に伴い、市道の路線の形状が変更になったため当該路線を廃止するものです。

別紙

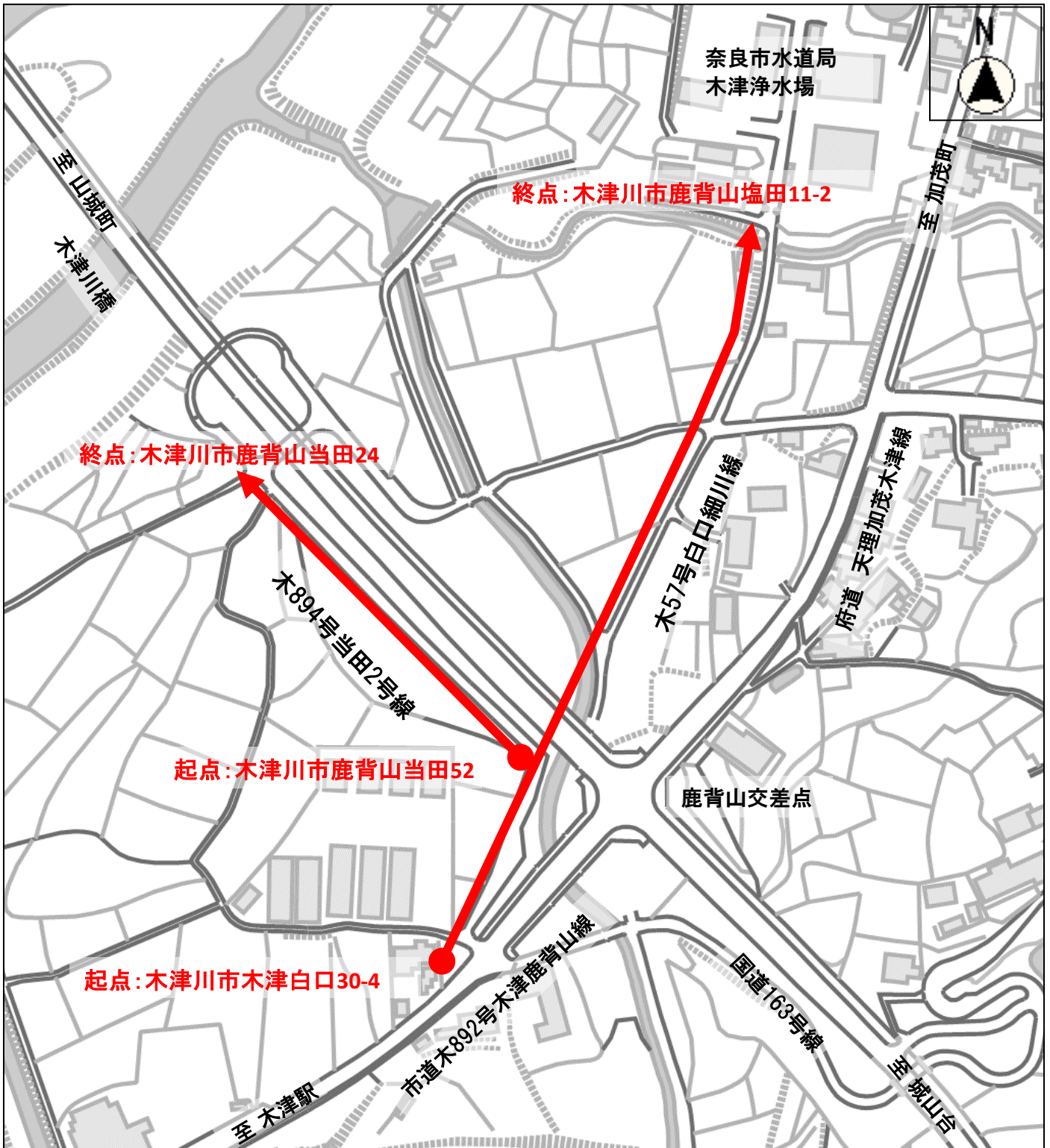
市道の路線の廃止について

路線番号	路線名	区 間	重要な経過地
木57号	白口細川線	木津川市木津白口30番4地先から 木津川市鹿背山塩田11番2地先まで	
木894号	当田2号線	木津川市鹿背山当田52番地先から 木津川市鹿背山当田24番地先まで	

参考資料(議案第 46号) 廃止位置図



参考資料(議案第 46号) 廃止箇所図



路線番号	路線名	区間	延長(m)	幅員(m)
木57号	白口細川線	木津川市木津白口30番4地先から 木津川市鹿背山塩田11番2地先まで	337.0	2.0~3.0
木894号	当田2号線	木津川市鹿背山当田52番地先から 木津川市鹿背山当田24番地先まで	164.0	5.0~6.0